

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 8 月30日
【発行者名】	SIA不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 勝野 浩幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【事務連絡者氏名】	株式会社シンプレクス・リート・パートナーズ 経営管理部長 門田 成史
【電話番号】	03 - 3242 - 7155
【届出の対象とした募集内国投資証券 に係る投資法人の名称】	SIA不動産投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券 の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 356,966,190円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年8月19日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成28年8月30日開催の本投資法人役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

（3）発行数

（4）発行価額の総額

（5）発行価格

（15）手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当口数		945口	
払込金額		385,000,000円(注)	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の役職氏名	取締役社長 坂井 辰史	
	資本金の額(平成28年3月末日現在)	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主(平成28年3月末日現在)	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数(平成28年5月末日現在)	54口
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 / オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。)の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資証券の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 払込金額は、平成28年8月5日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

（前略）

（注2）割当予定先の概要及び本投資法人与割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当口数		945口	
払込金額		356,966,190円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の役職氏名	取締役社長 坂井 辰史	
	資本金の額（平成28年3月末日現在）	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主（平成28年3月末日現在）	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数（平成28年5月末日現在）	54口
	取引関係	一般募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 / オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。）の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資証券の保有に関する事項		該当事項はありません。	

（注）の全文削除

（4）【発行価額の総額】

< 訂正前 >

385,000,000円

（注）発行価額の総額は、平成28年8月5日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

356,966,190円

（注）の全文削除

（5）【発行価格】

< 訂正前 >

未定

（注）上記発行価格については、平成28年8月30日（火）から平成28年9月1日（木）までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一とします。

< 訂正後 >

377,742円

（注）の全文削除

(15)【手取金の使途】

<訂正前>

本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限(385,000,000円)については、手元資金とし、支出するまで金融機関に預け入れの上、将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当する予定です。

また、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金(7,700,000,000円)については、後記「第二部 参照情報/第2 参照書類の補完情報/9 取得予定資産」に記載の本投資法人が取得を予定している資産(以下「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当する予定です。

(注1)本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項/オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(注2)本件第三者割当及び本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の各手取金は、平成28年8月5日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限(356,966,190円)については、手元資金とし、支出するまで金融機関に預け入れの上、将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当する予定です。

また、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金(7,139,323,800円)については、後記「第二部 参照情報/第2 参照書類の補完情報/9 取得予定資産」に記載の本投資法人が取得を予定している資産(以下「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当する予定です。

(注)本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項/オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(注2)の全文削除及び(注1)の番号削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は、平成28年8月19日(金)開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口18,900口の一般募集(以下「一般募集」といい、本件第三者割当と併せて「本募集」と総称します。)を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ(以下「シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ」又は「SIA」といいます。)から945口を上限として借り入れる本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

(中略)

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成28年9月30日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。

(後略)

<訂正後>

本投資法人は、平成28年8月19日(金)開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口18,900口の一般募集(以下「一般募集」といい、本件第三者割当と併せて「本募集」と総称します。)を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ(以下「シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ」又は「SIA」といいます。)から借り入れる本投資口945口(以下「借入投資口」といいます。)の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。)を行います。

(中略)

また、みずほ証券株式会社は、平成28年9月2日(金)から平成28年9月30日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。

(後略)